

災害時の歯科医療救護に関する協定書

山梨県（以下「甲」という。）と社団法人山梨県歯科医師会（以下「乙」という。）とは、災害時の歯科医療救護に関して、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、山梨県地域防災計画に基づき、甲が行う歯科医療救護活動に対する乙の協力について、必要な事項を定めるものとする。

（歯科医療救護班の派遣）

第2条 甲は、歯科医療救護活動を実施する上で必要があると認めた場合は、乙に対して歯科医療救護班の派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の要請を受けたときは、速やかに歯科医療救護班を編成し災害現場等の救護所等に派遣するものとする。

（自主出動）

第3条 乙は、甲と連絡がとれないとき又は派遣の要請を待ついとまがないときは、自主的に被災地の情報収集を行い、その結果、緊急に歯科医療救護班を派遣する必要があると認めた場合は、自主的に歯科医療救護班を編成して派遣することができる。

2 乙は、前項の規定により歯科医療救護班を派遣したときは遅延なく甲に報告するものとする。

3 乙が前項の規定により派遣した後において、甲が前条に基づき歯科医療救護班の派遣が必要と認めたときは、乙が派遣したときに要請があったものとみなす。

（歯科医療救護班の業務）

第4条 乙が派遣する歯科医療救護班は、甲又は市町村が避難所及び災害現場等に設置する救護所において歯科医療救護活動を行うものとする。

2 歯科医療救護班の業務は、次のとおりとする。

- (1) 傷病者に対する応急処置の実施及び必要な医療の提供
- (2) 後方医療機関への転送の要否の判断及びその順位の決定
- (3) 警察機関等の要請に基づく死体の個人識別、検案等への協力
- (4) その他必要な措置

（歯科医療救護班の輸送）

第5条 歯科医療救護班の輸送手段は乙が確保するものとするが、道路等の被災状況により困難な場合には、甲は、必要な措置を講じるものとする。

（医薬品等の供給）

第6条 乙が派遣する歯科医療救護班が使用する医薬品等は、当該歯科医療救護班が携行するもののほか、甲が供給するものとする。

（搬送先医療機関の確保）

第7条 甲は、乙の協力を得て災害拠点病院のほか必要な搬送先医療機関を確保するよう努めるものとする。

（医療費）

第8条 救護所における医療費は、無料とする。

2 搬送先医療機関における医療費は、原則として患者負担とする。

（費用弁償）

第9条 甲の要請に基づき、乙が歯科医療救護活動を実施した場合に要する次の費用は、甲が負担するものとする。

(1) 歯科医療救護班の編成及び派遣に要する経費

(2) 歯科医療救護班が携行した医薬品等を使用した場合の実費

(3) 前各号に定めるもののほか、この協定実施のために要した経費のうち甲が必要と認めた経費

2 前項に定める費用の額については、別に定める。

(損害補償)

第10条 甲は、甲の要請に基づき乙が派遣した歯科医療救護班員が、その業務に従事したために負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡したときには、災害応急措置の業務に従事した者に対する損害補償に関する条例（昭和37年山梨県条例第55号）に定めるところによりその損害を補償するものとする。

(細則)

第11条 この協定を実施するために必要な事項については、山梨県大規模災害時医療救護マニュアル（平成8年）の規定によるほか、別に定める。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(有効期間)

第13条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1か月前までに、甲乙いずれからも何ら意思表示がなされないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して1年間この協定は延長されるものとし、以降も同様とする。

この協定の成立を証するため、本書を2通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成24年4月1日

甲 山梨県甲府市丸の内1丁目6番1号
山梨県知事 横内 正明



乙 山梨県甲府市大手一丁目4番1号
社団法人山梨県歯科医師会
会長 三塚 憲二

